

# 県産材利用推進に向けた行動計画

## 1 趣 旨

「高知県産材利用推進方針」を実効性あるものとするため、各部局ごとの取り組みに係る数値目標等を設定し、県自らが率先実行して県産材利用を推進する行動計画を定める。

## 2 計画期間

この行動計画は、平成27～31年度の5年間とする。

## 3 目 標

### (1) 公共建築施設等の木造化・木質化の推進

- ・県有施設は、原則基準内施設100%木造化を目標とする。
- ・県有施設は、原則100%内装木質化を目標とする。その内容は別紙「高知県公共建築物における内装木質化の取り組み」とする。
- ・別表1により進行管理を行う。

### (2) 公共土木工事への積極的な木材利用の推進

- ・木材利用量は工事費1億円当たり12m<sup>3</sup>の活用を目標とする。
- ・木製型枠及び工事用仮設資材への木製品の使用率は原則100%を目標とする。
- ・別表2により進行管理を行う。

### (3) 木製品の積極的な導入

- ・新規に導入する事務用備品類（机（会議用机を含む）・棚・収納用什器（棚以外））については、100%木製を目標とする。
- ・別表3により進行管理を行う。

## 4 体制整備

全庁的に県産材利用推進方針に定める取り組みの徹底を図るため、3に掲げる目標の進行管理等を行う「県産材利用推進本部」を設置する。

## 附 則

この行動計画は、平成17年4月1日から施行する。

平成19年6月11日から施行する。

平成22年4月1日から施行する。

平成27年4月1日から施行する。

## 高知県公共建築物における内装木質化の取り組み

## 1. 木質化の評価

施設の部屋及び廊下の総数(内装制限を受け壁が準不燃材となる部屋は除く。)の1/2以上が次の考え方に沿って整備されていれば、その施設は木質化されたものとする。

## 2. 木質化の考え方

床を全面木質化の場合	部屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁の2面以上に床から1m以下の腰壁を該当面積の1/3以上施工する</li> <li>○ただし、壁面数に限らず、上記と同程度の面積を木質化した場合は同様の扱いとする</li> </ul>	
	通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁の1面以上に床から1m以下の腰壁を該当面積の1/3以上施工する</li> </ul>	
床の2/3を木質化した場合	部屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁の2面以上に床から1m以下の腰壁を該当面積の2/3以上施工する</li> <li>○ただし、壁面数に限らず、上記と同程度の面積を木質化した場合は同様の扱いとする</li> </ul>	
	通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁の1面以上に床から1m以下の腰壁を該当面積の2/3以上施工する</li> </ul>	
用途や活用方法により床の木質化が出来ない場合	部屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁の3面以上に床から1m以下の腰壁を該当面積の2/3以上施工する</li> <li>○ただし、壁面数に限らず、上記と同程度の面積を木質化した場合は同様の扱いとする</li> </ul>	
	通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁の2面以上に床から1m以下の腰壁を該当面積の2/3以上施工する</li> <li>○ただし、壁面数に限らず、上記と同程度の面積を木質化した場合は同様の扱いとする</li> </ul>	

## ※ 留意事項

- ①内装制限を受け壁が準不燃材となる場合は、上記の考え方は適用しない。ただし、通路の床については可能な限り木質化を図るものとする。
- ②梁を見せる形で使用する場合や、天井を木質化した場合は、床が木質化されたものと同様の扱いとする。
- ③床が木質化されている場合に限り、柱を見せる形で使用すれば、壁が木質化されたものと同様の扱いとする。
- ④建具等を木質化した場合、その面積は木質化したものと見なす。

別表1

公共建築施設等の木造化に係る各部局の目標

区分	部局名	取り組み項目	H27	H28	H29	H30	H31	【目標(%)】
県有施設	各部局共通 (教育委員会、警察本部含む)	県有施設の木造化(基準内)						100
		県有施設の内装木質化						100
補助施設	〃	「高知県公共建築物木造化基準」に準じた補助施設の木造化(基準内)						ヒアリング時に要請
		補助施設の内装木質化						〃

注1 施設等の木造・木質化に係る指標は全対象施設数に対する木造・木質化を行なった施設数の割合とする。

2 各部局ごとに進行管理を行う。

3 基準とは、「高知県産材利用推進方針」別表「高知県公共建築物木造化基準」のとおりとする。

※基準外(例えば、津波対策等、防災・保安上の理由から木造が困難な場合)であっても、他工法との混構造などにより積極的に木造化を図るものとする。

4 整備した県有施設については、使用した県産材に固定された二酸化炭素を算出し、「高知県CO2木づかい固定量認証専門委員会」の認証を受け公表する。

(※参考)

公共的建築施設の木造化率	H27	H28	H29	H30	H31
全国平均					
高知県					
徳島県					
香川県					
愛媛県					

※公共的建築施設とは、建築統計年報(国土交通省発行)の用途分類「N. 医療、福祉用建築物、O. 教育、学習支援業用建築物、Q. 公務用建築物」を集計したものである。

別表2

公共土木工事への木材利用に係る各部局の目標

(1) 木材利用量(仮設工・木製型枠含む)

部局名	木材利用推進工種	H27	H28	H29	H30	H31	【目標(m3)】
林業振興・環境部	柵工、土留工、筋工、法面工、落石防護壁工、ポット苗植栽工、標識工、視線誘導標、休憩施設、ベンチ、階段工、防音壁、ガードレール、仮設防護柵、樹木支柱、地盤改良丸太打設等						12m3/億円
農業振興部							
水産振興部							
土木部							

※1 対象工事は、維持修繕など木材利用が困難な工事(木製型枠の使用が困難な工事を含む。)を除く全ての工事を対象とする。

※2 柵工は、土留用柵工、遊歩道・水路・用地等の境界に設ける安全柵、手すり等である。

※3 推進工種以外にも、利用可能な箇所には積極的に利用し、利用量の増加に努めるものとする。

(2) 木製型枠の使用率

部局名	H27	H28	H29	H30	H31	【目標(%)】
林業振興・環境部						100
農業振興部						100
水産振興部						100
土木部						100
合計						100

※1 土木部及び水産振興部の使用基準は、別に定める通知による。

(注)木製型枠の使用率とは、コンクリート工事件数(小型構造物を除く。ただし、土木部及び水産振興部にあつては、※1に定める通知の適用条件を満たすコンクリート工事件数とする。)に対する、木製型枠を使用した工事件数の割合である。

(3) 工事中仮設資材(看板、バリケード等)への木製品の使用率

部局名	H27	H28	H29	H30	H31	【目標(%)】
林業振興・環境部						100
農業振興部						100
水産振興部						100
土木部						100
合計						100

(注)木製品の使用率とは、請負金額250万円以上の工事件数に対する、工事中仮設資材(1品以上)に木製品を使用した工事件数の割合である。

(4) 市町村発注工事

① 木材利用量(仮設工・木製型枠含む)

地域推進会議名	市町村名	木材利用推進工種	H27	H28	H29	H30	H31	【目標(m3)】
安芸地区	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、安田町、芸西村	県計画に準ずる						103
中央地区	高知市、南国市、香美市、香南市	〃						208
嶺北地区	大豊町、本山町、土佐町、大川村	〃						24
伊野地区	仁淀川町、越知町、佐川町、いの町、日高村、土佐市	〃						370
須崎地区	須崎市、中土佐町、津野町、梶原町、四万十町	〃						215
幡多地区	四万十市、土佐清水市、黒潮町、三原村、大月町、宿毛市	〃						127
合計								1,047

※1 市町村発注工事については、「県産材利用地域推進会議」において調査する。

※2 目標については、H22～26の実績等を勘案して定めることとする。

② 木製型枠の使用率

地域推進会議名	市町村名	H27	H28	H29	H30	H31	【目標(%)】
安芸地区	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、安田町、芸西村						100
中央地区	高知市、南国市、香美市、香南市						100
嶺北地区	大豊町、本山町、土佐町、大川村						100
伊野地区	仁淀川町、越知町、佐川町、いの町、日高村、土佐市						100
須崎地区	須崎市、中土佐町、津野町、梶原町、四万十町						100
幡多地区	四万十市、土佐清水市、黒潮町、三原村、大月町、宿毛市						100
合計							

※1 市町村発注工事については、「県産材利用地域推進会議」において調査する。

※2 目標については、H26の実績を勘案して定めることとする。

(注)木製型枠の使用率とは、コンクリート工事件数(小型構造物を除く。)に対する、木製型枠を使用した工事件数の割合とする。

③ 工事中仮設資材(看板、バリケード等)への木製品使用率

地域推進会議名	市町村名	H27	H28	H29	H30	H31	【目標(%)】
安芸地区	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、安田町、芸西村						100
中央地区	高知市、南国市、香美市、香南市						100
嶺北地区	大豊町、本山町、土佐町、大川村						100
伊野地区	仁淀川町、越知町、佐川町、いの町、日高村、土佐市						100
須崎地区	須崎市、中土佐町、津野町、梶原町、四万十町						100
幡多地区	四万十市、土佐清水市、黒潮町、三原村、大月町、宿毛市						100
合計							

※1 市町村発注工事については、「県産材利用地域推進会議」において調査する。

※2 目標については、H26の実績を勘案して定めることとする。

(注)木製品の使用率とは、請負金額250万円以上の工事件数に対する、工事中仮設資材(1品以上)に木製品を使用した工事件数の割合とする。

別表3

事務用備品類への木製品の導入に係る各部局の目標

(1) 木製品の導入

部 局 名	適用物品	H27	H28	H29	H30	H31	【目標%】
各部局共通 (教育委員会、警察本部含む)	事務用備品類						100

※事務用備品類とはグリーン購入法の重点調達品目「事務用備品」の机(会議用机含む)、棚、収納用什器(棚以外)とし、スチール等との混構造も含むものとする。